

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 10 月 4 日(火)午前 9 時 00 分から午前 10 時 9 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番 有賀 勝英
会長職務代理者	2 番 宮原 光平
委員	3 番 原 美子
	4 番 宮澤 依子
	5 番 中村 良治
	6 番 小島 敏雄
	7 番 新村 幸子
推進委員	中村 脩司
	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	福島 正一郎
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第 3 号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第 4 号 農地利用配分計画(案)について

報告事項 (1)専決事項について

9 月許可認定の 5 条 1 件については、長野県農業会議から
9 月 15 日付けで許可相当の意見答申があったので、許可
指令書を交付した。

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。異常気候で農業の関係、非常に苦労していることで、こんな陽気は私も初めての様な状態です。困ったものがございます。これからどうなるかと思っているわけですが、10月度の農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためておはようございます。今事務局で言ったように、農地パトロールは初めての方もおられたと思いますけれど、無事終わってありがとうございました。事務局でまとめているようですので、よろしく願います。またこれから11月8日に伊那市で農業委員会大会があるということで、後で事務局から報告がございますけれどよろしく願います。本日はまた箕輪でマレット、懇親会が行われるわけですが、是非皆さん参加して、忙しい時期ですけれどよろしく願いたいと思います。簡単ではございますが、以上でございます。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

中村委員さんと小島委員さん、よろしく願います。

(議事)

<有賀会長>

それでは4の議事、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局願います。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表から2枚目の裏をご覧ください。北大出及び神戸の案件でございます。静岡県富士市・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富・・・番、面積1030㎡、大字伊那富・・・番、面積888㎡、大字伊那富・・・番、面積498㎡、大字伊那富・・・番、面積529㎡、大字伊那富・・・番、面積443㎡、以上地目は田、および大字伊那富・・・番、面積1819㎡、大字伊那富・・・番、面積780㎡、以上地目は畑、合計7筆、計5987㎡を、伊那市西春近・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は59㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

2番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の表をご覧ください。北大出の案件でございます。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのCさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は田、面積494㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのDさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は72㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

-1番について- <有賀会長>

地図のとおりBさんの実家の土地でして、Aは静岡県におりますので年でもうこっちへ来られないということで、Bさんに譲渡するということで話がございまして、宮澤さんと立ち会ったんですけれど、問題ないということで認めました。ご審議をよろしく願います。

これに対して何か意見ございますかね？大変土地を持っていますので、荒廃してもいけないということでBさんが請け負ってやるということで親族で話したようですので。実

家を継いでいた兄さんが亡くなってしまいまして、今実家も空き家になっている状態です。Bさんが管理しているような状態でございます。この件についてどうでしょうかね。よろしいですかね？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。それでは2番のDさんの件ですけれど、宮澤委員よろしく願います。

-2番について- <宮澤委員>

確認をしてみました。(場所の説明)耕地整理してあった所なので境はしっかりしてありましたし、問題ないということで確認をしてみました。

<有賀会長>

今の件については何かご意見ございましたら。よろしいですか？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。では次願います。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、地図は3枚目の裏をご覧ください。下辰野の案件でございます。辰野町大字辰野…番地にお住まいのAさん所有の、大字辰野…番、面積489㎡および、大字辰野…番地、面積495㎡、以上地目は畑、計984㎡に、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。申請者は高齢となり耕作及び保全管理が困難である為、太陽光発電施設を設置し土地の有効活用を図りたい計画であります。申請地は第1種住居地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、栗林推進委員から意見書をいただいております。

<宮原代理>

ご説明いたします。この件は8月に栗林委員と私で確認したわけでありまして、ちょっと書類の不備ということで委員会提出は10月になったというわけでありまして。図でお分かりのように、右上は住宅で境界が決定しております。それと、図の右側においては線が通っている。こちらも境界的にはどうしようもない状況。いずれにしても自分の敷地内へ自分で太陽光を設置するということで、境界その他については問題ないと確認をしてきたわけですので。太陽光発電の条件については町のほうへ提出されているということで、農地的には問題ないと確認してきたわけで、ご協議をお願いします。

<有賀会長>

今の件について何かご意見のある方はお願いします。

<中村委員>

この面積のところですけど、984 m²は畑の面積はいいんですけど、次の 412.06 m²は何の面積です？

<事務局 横内>

パネルの合計面積です。

<中村委員>

今までの太陽光の申請に関しては申請事由面積が土地の面積となっているのだが？

<中畑事務局長>

-確認後-

先日行われた研修会において、申請事由面積は太陽光発電施設の場合はパネル面積を記入するというふうになっていました。

<原委員>

条件付のところには点が入っているが、どういう条件のときに付けるのか？

<事務局 横内>

毎回許可証を出す際に、この転用目的、転用面積を変えてはいけないという条件を付したうえで許可証を出しています。宅地となっているのに太陽光を建てるのは違反ですといったような条件が付いていることで、どの議案にも印をつけています。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～6番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は4枚目の表をご覧ください。

神奈川県横浜市戸塚区・・・番にお住まいのAさん所有の大字赤羽・・・番、地目は畑、面積183 m²に、辰野町大字樋口・・・番地にお住まいのBさんが駐車場及び資材

置場を新設するための申請でございます。譲受人は町内でタイルを扱う自営業を営んでおり、現在は自宅敷地内に資材等を置いています。手狭なため、申請地及び隣接する宅地、計 314 m²を購入し、4 台分の駐車場及び、骨材 3tの資材置場としたい計画であります。申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね 500m 以内に 2 つ以上の公共公益的施設、荒神山公園及び東部保育園がありますので、農地法第 5 条 2 項①ロ(1)第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、漆戸推進委員、小島委員から意見書をいただいております。

2 番、所有権の移転でございます。地図は 4 枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのCさん所有の大字伊那富・・・番、地目は畑、面積 212 m²に、箕輪町大字中箕輪・・・番地にお住まいのDさんが駐車場を新設するための申請でございます。譲受人は隣接する住宅を購入しましたが、農地として残っていた申請地についてもあわせて購入し、自家用、来客用合わせて 3 台分の駐車場を新設したい計画であります。申請地は第 1 種住居地域の用途地域内ですので農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

3 番、所有権の移転でございます。地図は 5 枚目の表をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのEさん、Fさんが共同で所有します大字伊那富・・・番、地目は田、面積 518 m²に、箕輪町大字中箕輪・・・番地の株式会社Gが取得し、宅地分譲地とする申請であります。譲受人は宅建業免許を有する建設業者で、申請地を1区画の宅地分譲地とする計画です。申請地は第 1 種低層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。また西天竜土地改良区からの意見書が添付されております。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

-1 番について- <漆戸推進委員>

8 月 18 日に小島委員と現地を確認しました。地籍調査が済んでおりますので、境等は確認できております。道路に接しておりなんら問題はないと思います。以上です。

<有賀会長>

今の件について何か意見がございましたらお出ししていただければ。よろしいですかね？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。

-2 番について- <宮原職務代理>

報告をいたします。9月15日に私と原委員と確認してきました。(場所の説明)にCさんが家をお建てになったわけですが、家以外の地目が畑で残っていた部分を今回お家を購入する方が一括して利用したいということで、転用したいということのようです。四方住宅が建っておりまして境界上は問題ないと見てきたわけですから、ご協議をお願いします。

<有賀会長>

今の件について何かご質問ございましたら、よろしいですかね？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。

-3 番について- <宮原職務代理>

報告をいたします。9月15日に確認してきました。(場所の説明)の地域になるわけで、株式会社Gで住宅用に土地を購入するということで、すぐ住宅を建てるわけではなく売り手が見つかり次第販売するということです。境界ははっきり測量が入っており、杭が入っており、町道に上下水道が埋設されているということで問題ないと確認してまいりました。ご協議をお願いします。

<有賀会長>

今の件について何かご質問ございましたらお願いしたいと思います。よろしいですかね？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。

<中畑事務局次長>

4番、地図は5枚目の裏をご覧ください。北大出の案件、使用貸借権の設定でございます。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのHさん所有の大字伊那富・・・番、地目は畑、面積324㎡に、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのIさんが住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在、家族とともにアパートに暮らしておりますが、手狭なため自己の住宅を新築したい計画であります。申請地は10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号ロの第1種農地ですが、集落接続により許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見をいただいております。

<中畑事務局次長>

5番、地図は3枚目の表をご覧ください。北大出の案件、所有権の移転でございます。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのJさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は田、面積350㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのKさんが住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在、家族とともに借家に暮らしておりますが、手狭なため自己の住宅を新築したい計画であります。申請地は10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、集落接続により許可はやむをえないと判断いたします。こちらは9月13日付で農振除外の公告が済んでおり、また、西天竜土地改良区からの意見書も添付されております。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見をいただいております。

<中畑事務局次長>

6番、地図は2枚目の裏をご覧ください。北大出の案件、所有権の移転でございます。

岡谷市・・・番にお住まいのLさん所有の、大字伊那富・・・番、面積1125㎡、大字伊那富・・・番、面積1780㎡、大字伊那富・・・番、面積1896㎡及び、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのMさん所有の、大字伊那富・・・番、面積1374㎡及び、東京都三鷹市・・・番にお住まいのNさん所有の大字伊那富・・・番、面積2433㎡、大字伊那富・・・番、面積1755㎡、合計6筆、計10363㎡を、岐阜県高山市・・・番のO株式会社が取得し、太陽光発電施設を新設する計画であります。譲受人は売電事業を営む事業者であり、太陽光パネル2328枚を設置し、売電を行う計画であります。

申請地は山林及び宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

-4番について- <宮澤委員>

(場所の説明)にあります土地で、境も確認しております。下水上水道は通っておりますので、問題ないということで確認してまいりました。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございますかね？よろしいですか？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。

-5 番について- <宮澤委員>

先ほどもふれましたが、(場所の説明)の裏の田んぼに住宅を建てたいという申請ができて、有賀会長と確認に行っていました。道路に付いた土地でありまして、境もはっきり入っていましたので、問題ないと確認してまいりました。

<有賀会長>

この件について何かご意見ございましたら。よろしいですか？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。

-6 番について- <宮澤委員>

では次に太陽光発電の設置について、ほとんど山に囲まれた地域でもう耕作もできないような土地でしたのでやむをえないでしょうということで、場所を確認してまいりましたので、問題ないと思われれます。

<有賀会長>

(場所の説明)は前年度に申請が出ておりまして、合わせてこの件が太陽光発電になるということですので、確認をお願いしたいと思います。この件についてはよろしいですか？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計1件、2筆、面積は2654㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<中畑事務局次長>

それでは農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についてであります。32件の利用権設定についての上程です。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、田49筆53,213㎡について農地中間管理機構である公益財団

法人長野県農業開発公社と新規 10 年 3 ヶ月の使用貸借権を設定するものです。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございますか。よろしいですか？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。

【議案第 4 号、農用地利用配分計画(案)について】

<中畑事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で設定する農地について、農地中間管理機構から受け手へ使用貸借権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手である農事組合法人たつの営農へ新規 10 年 1 ヶ月の使用貸借権を設定するものです。農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

<有賀会長>

この件について何かご意見ございますか。よろしいですか？(なしの声)それでは意見がないようですので異議なしと認めて、農用地利用配分計画に対して決定、承認したいと思います。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、(1)専決事項ということでお願いしたいと思います。9 月許可決定の 5 条 1 件については、長野県農業会議から 9 月 15 日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。それではその他へ。

その他

○長野県農業委員会大会について(事務局 横内)

11月8日(火)午後1時～午後4時30分 伊那文化会館で開催。

農業委員、推進委員全員の参加をお願いしたい。

出席の可否は今週中に事務局まで。詳細については後日連絡

○報酬について

9月30日付けで辰野町名義で口座への振込みをしてあるので確認をしてください。

次回委員会開催日:11月8日(火) 午前10時00分から 役場1階第2会議室

クールビズ期間終了により、ネクタイ着用での出席をお願いしたい。

委員会終了後、昼食を挟んで全員で伊那へ出発。

本日この後、北部3市町村の交流会あり。マレットゴルフは予定通り。

議案第3号、4号の利用権設定案件の法務局へ登記の有無について

→農業委員会、農地中間管理機構へ問い合わせ

(閉会)

<宮原職務代理>

この後マレットと懇親会がありますが、ひとまず委員会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印